

境界のトラブル,
境界問題でお困りの方

土地の境界紛争に関する相談会

(相談内容)

土地の境界をめぐる紛争の解決手段について、解決手段の提示並びに当該手段の概要(費用、効果及び処理期間等)及び利用方法

(相談員)

法務局職員, 土地家屋調査士

- ※ ご相談は**無料**です。**秘密**は**厳守**します。
- ※ **関係資料等**をご持参いただくと、ご相談が円滑に進みます。

平成30年7月22日(日)

午前10時から午後4時まで

相談会場 土地家屋調査士会館

東京都千代田区三崎町1-2-10 (1階にて受付)

JR線:水道橋駅(東口)徒歩5分・都営三田線:水道橋駅(A1出口)徒歩6分

* 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

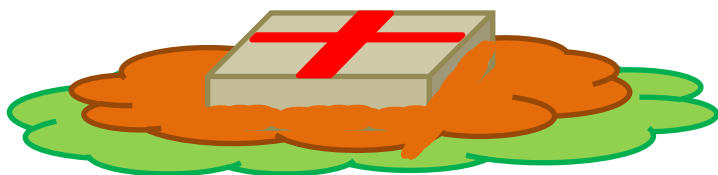
予約制

03-3295-0022

平日 午前10時から午後4時まで

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

受付締切日 平成30年7月13日(金)



東京法務局民事行政部

不動産登記部門 筆界特定室

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

TEL: 03-5213-1407

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/hikkai-qanda.html>

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館

TEL: 03-3295-0022

<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/adr/index.html>